

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」を契機とした観光周遊プロモーション業務委託仕様書

1 目的

本県で令和9年度に実施される「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」及び令和8年度から行われる国スポ・障スポのリハーサル大会では、県外から多くの来訪者が想定される。

来訪者の滞在中の本県観光周遊促進を図るため、宮崎国スポ・障スポ会場周辺の観光施設や飲食店の紹介及びクーポンを掲載した観光ガイドブックや、デジタルクーポンの制作を行うことで、本県の魅力を発信するとともに、来訪者に県内観光をお得に楽しんでもらうことで、最終的に来訪者の将来的な再訪に繋げることを目的とする。

2 委託事業名

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」を契機とした観光周遊プロモーション業務委託

3 委託期間

契約の締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の概要

(1) 内容

- ① クーポン付き観光ガイドブックの制作
- ② デジタルクーポンの発行（クーポンの内容は①と同様）
- ③ クーポン利用状況の管理

(2) クーポン利用可能設定期間（予定）

令和8年8月20日～令和9年10月31日

※実際の始期については、県と協議の上決定する。

(3) ターゲット

宮崎国スポ・障スポ大会（令和8年度のリハ大会含む）の参加者、関係者及び観戦者。

特に来県の経験がない県外の来訪者に向けて観光ガイドブックの活用及びクーポンの使用を強く推進する。

5 委託業務の範囲

(1) クーポン付き観光ガイドブックの制作

① 企画・デザイン

ア タイトルは「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に関連付けた、観光ガイドブックであることが伝わるような分かりやすいものにすること。

イ 表紙を含め、全体的なデザインは、宮崎県のイメージがターゲット層に具体的に伝わり、本県観光地への周遊を促進させるものとする。

② 掲載内容（観光ガイド部分）

ア 観光ガイドブックに掲載する情報は、国スポ・障スポ会場近くにある本県観光地のほか、地元オススメの観光スポットや食事処、お土産等の情報を盛り込むこと。

イ アの「国スポ・障スポ会場」については、県内26市町村にある会場全てを掲載すること。なお、競技会場の情報は以下のページを参考にする。

・国スポ競技会場地 <https://www.hinata-miyazaki-sports2027.jp/kokusupo/venue/>

・障スポ競技会場地 <https://www.hinata-miyazaki-sports2027.jp/shousupo/venue/>

ウ 掲載する観光地等は一部の地域に偏ることなく、幅広い地域より紹介すること。

エ 観光ガイドブックの活用により、来訪者の観光周遊を促進し、観光体験の充実に資するよう、掲載内容及び構成の工夫を図ること。

なお、具体的な手法については、以下の例を参考にし、提案を行うこと。

- ・観光周遊モデルコースの設定
- ・スタンプラリーの実施
- ・観光ガイドブックと連動したSNSキャンペーンの実施

③ クーポンの掲載

ア 本県で営業する店舗等（有料の観光施設、史跡等を含む。以下同じ。）を掲載すること。

イ 掲載する店舗等は一部の地域・業種に偏ることなく、幅広く掲載すること。

ウ クーポンは掲載店舗等の協賛（費用負担）で実施すること。

エ 協賛で実施するため、店舗等の負担とならない範囲（入館料50円引きや商品5%割引など）でのクーポン設定とすること。なお、クーポンは1回限りではなく何度でも利用できるような仕様にすること。

オ クーポン掲載店舗等は50店舗以上とすること。なお同一ブランドの店舗を複数掲載する場合は、まとめて1店舗として計算する。

カ クーポン提供店舗等の選定や交渉は受託者が行うこと。

④ 仕様

ア 紙質

コート紙 90kg以上

ただし、企画・デザイン等の関係で紙質を変更する場合は、その他の規格の提案も可とする。

イ サイズ

A5またはB5サイズ

ウ 色目・印刷範囲

フルカラー 両面

エ 頁数

12ページ以上16ページ以下

オ 部数

30,000部

⑤ その他

ア 観光ガイドブックには、4（2）デジタルクーポンのほか、宮崎県公式観光サイト「みやざき観光ナビ」や県が運営しているSNSに誘導する導線を設置すること。

イ 委託業務には、企画立案、撮影、デザイン、編集、校正、印刷、製本、電子データ作成、納品、発送等、観光ガイドブックにあたり必要となるすべての業務を含む。校正は2回以上とする。

ウ 発送先は最大100カ所とする。別途県からリストを提供する。

エ 提案にあたっては、実際のクーポン付き観光ガイドブックのイメージ（サイズ、ページ構成、デザイン案、紙の材質見本（※コート紙90kg以外の提案になる場合））を提案すること。

(2) デジタルクーポンの発行

① デジタルクーポンの内容は4（1）で作成するクーポンと同様とする。

② デジタルクーポンは4（1）で作成する観光ガイドブックに掲載する二次元コードもしくは県で別途作成する観光ガイドブックの特集ページ（宮崎県公式観光サイト「みやざき観光ナビ」内に掲載）からクーポンページに入ること取得できるような仕様にすること。

③ デジタルクーポンは各店舗等で1回限りではなく、何度でも利用できるような仕様にすること。

④ スマートフォンやタブレット等、モバイル端末から使いやすい設計（レスポンスウェブデザイン

ン) とすること。

- ⑤ 利用者がデジタルクーポンを取得する際には、以下の情報を取得できる仕組みにすること。なお、その他取得できるデータがある場合は提案すること。

- ・居住地
- ・年代
- ・性別
- ・人数
- ・来訪目的

- ⑥ デジタルクーポンシステムの構築及び構築後のセキュリティ対策等の運用保守は受託者が行うこと。

(3) クーポン利用状況の管理

本事業により発行されたクーポンの店舗等別利用状況を月1回県に報告すること。

6 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託料に含む経費について

委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費
- ② 会議等での食糧費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

7 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

広報等のために、必要な範囲内で県が複製等の修正をすることができるものとする。

ただし、作成の都合上著作権を県へ譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に県へ申し入れを行い、了解を得ること。また、著作権を譲渡できない写真・文章等の二次利用については、その都度県と受託者で協議する。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理

することとする。

8 成果品の提出

本仕様書により作成された成果品は、完成次第速やかに県へ提出すること。また、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

- (1) 業務報告書 1部 (A4版)
- (2) 電子データ 1式

以下について納品すること。なお、納品場所は宮崎県観光推進課とする。

- ① クーポン付き観光ガイドブックデータ (イラストレーター形式及びPDF形式)
- ② クーポン付き観光ガイドブックの使用写真データ (JPEG形式)
※みやざき観光ナビ等のWEBページ等での掲載に使用。
- ③ デジタルクーポンに使用した画像データ (JPEG形式)
- ④ その他、本仕様書により作成されたデザイン等の電子データ (JPEG形式)

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限に関わらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。